

平成26年7月28日

公 告

長瀬産業健康保険組合

理事長 山内 孝典



規約の一部変更について

付加給付に係る規約の一部変更について、平成26年7月24日付で近畿厚生局長より認可がありましたので、ここに公告します。

規 約 新 旧 条 文 対 照 表

新

旧

(一部負担還元金)

第54条

(略)

2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)を除く。以下同じ。))が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から、20,000円(標準報酬月額53万円以上79万円以下の上位所得者は40,000円、標準報酬月額83万円以上の上位所得者は60,000円)を控除して得た額とする。
ただし、算出した額が500円未満の場合は支給しない。

(一部負担還元金)

第54条

(略)

2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)を除く。以下同じ。))が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から、20,000円を控除して得た額とする。
ただし、算出した額が500円未満の場合は支給しない。

3 (略)

4 (略)

(家族療養費付加金)

第64条

(略)

2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担還元金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円（標準報酬月額53万円以上79万円以下の上位所得者は40,000円、標準報酬月額83万円以上の上位所得者は60,000円）を控除して得た額とする。ただし、算出した額が500円未満の場合は支給しない。

3 (略)

4 (略)

(合算高額療養費付加金)

第65条

(略)

2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、被保険者又は被扶養者1人につき、それぞれ20,000円（標準報酬月額53万円以上79万円以下の上位所得者は40,000円、標準報酬月額83万円以上

3 (略)

4 (略)

(家族療養費付加金)

第64条

(略)

2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担還元金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。ただし、算出した額が500円未満の場合は支給しない。

3 (略)

4 (略)

(合算高額療養費付加金)

第65条

(略)

2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、被保険者又は被扶養者1人につき、それぞれ20,000円を控除して得た額とする。ただし、算出した額が500円未満の場合は支給し

の上位所得者は60,000円)を控除して得た額とする。

ただし、算出した額が500円未満の場合は支給しない。

ない。

3 (略)

4 (略)

3 (略)

4 (略)

付 則

この規約は、平成27年1月1日から施行する。

ただし、施行日前の療養にかかる一部負担還元金、
家族療養費付加金及び合算高額療養費付加金の支給
については、なお従前の例による。

以上